

第31回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
(持ち回り開催)

次 第

日 時：令和2年12月8日（火）

議 題

1. 香川県における今後の対応について
2. その他

知事から感染警戒期における県民の皆様へのお願い
～県内で新規感染者の発生が拡大していることを受けて～

1 1月に入り、全国的に感染の急増がみられ、都市部では医療提供体制が逼迫しつつある状況になるなど、新規感染者数がこれまで春先、夏にみられた拡大の状況を超えて、感染が拡大しています。

本県においても新規感染者が連続して確認される状況となり、1 2月1日から昨日までの直近1週間で、27人の感染が確認されました。

また、本日、入院患者が30人を超える見込みとなり、本県が定める病床確保計画において、現時点で確保している即応病床90床の3分の1に達しました。このため、次のフェーズへの移行として、追加で38床の新型コロナウイルス感染症用の病床の準備を医療機関に要請することとしておりますが、医療提供体制への負担の増大が懸念され、厳しい状況となっております。

こうした状況は、もはや都市部の話だけではなく、本県においても、感染拡大が次の段階に移ったものと認識せざるをえない状況となっております。

本県では、9月12日以降、「準感染警戒期」として、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復に向けた取組みを行ってまいりましたが、この度の感染拡大を受け、香川県対処方針に基づき、本県での感染の拡がりや医療提供体制等を総合的に判断し、今後の感染拡大を防ぐため、明日、1 2月9日（水）から、警戒レベルを引き上げ、「感染警戒期」に位置づけることとします。

今回の「感染警戒期」においては、特措法第24条第9項に基づく協力要請とし、これまでの「準感染警戒期」における対応を徹底することを基本とした、別添の対策をとることとします。

対策のうち、外出については、これまで、直近1週間の10万人あたり新規感染者数が5人以上の感染拡大地域への不要不急の移動は慎重に検討するようお願いしてまいりましたことに加え、国のステージⅢに相当する直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15人以上の地域への移動については、特に、慎重に検討するよう協力要請します。

また、これまでも繰り返し申し上げてまいりましたが、県民の皆様には、マスクの着用や大声での会話を控えること、手洗いや手指消毒、適切な換気など、気をつけていただきたい基本的な感染防止対策を改めて徹底していただくとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしていただくようお願いいたします。

事業者の皆様には、適切な感染防止対策を講じていただくこと、特に、飲食事業者の皆様には、対人距離の確保やパーティションの活用、適切な換気をはじめとする業種別ガイドライン等の徹底など、店舗等における感染防止策の確実な実践をお願いいたします。

県としては、これまでの間、国の「新しい流行シナリオ」を踏まえた医療提供体制、検査体制の整備を推進してまいりましたが、引き続き、感染事例に関する疫学的調査を積極的に進め、感染拡大防止に全力をあげるとともに、社会経済活動の維持・回復との両立を図るため、感染症に強い社会・経済構造の構築に向けた支援策を推進してまいりますので、県民の皆様には、お一人お一人が油断することなく、十分な警戒の下に行動していただくよう強くお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和2年1 2月8日

香川県知事 浜田 恵 造

香川県対処方針における指標について

指 標	12月7日現在	(参考) 国分科会提言 (R2.8.7) における指標及び目安	
		ステージIII	ステージIV
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	27人 (2.82人)	1週間10万人あたり (15人以上)	1週間10万人あたり (25人以上)
②感染経路不明者数の割合	29.6%	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	1.8 < 先週1週間 (11.24~11.30) 15人 >	1を超える	
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	14.6% < 入院患者29人/病床199床 >	20%以上	50%以上
〃 (うち重症者用病床)	0.0% < 重症患者0人/病床26床 >	20%以上	50%以上
⑤療養者数 (対人口10万人)	3.3人 < 32人 [入院29、宿泊療養3] >	10万人あたり 15人以上	10万人あたり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	2.3% < 陽性27/検査数1152 >	10%以上	

※対策期の判断に当たっては、上記指標のほか、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断

病床確保計画に基づくフェーズ移行について

フェーズ	※即応病床 (計画) 数		移行のタイミング	フェーズ移行時の入院患者数	
	即応病床計画数①	うち重症患者用		入院患者数②	うち重症者数
フェーズ1	90	15	入院患者数がフェーズ1の 即応病床の1/3を超える →フェーズ2へ	30	4
フェーズ2	128	20		入院患者数がフェーズ2の 即応病床の1/2を超える →フェーズ3へ	64
フェーズ3	199	26			

本県の現状等を

総合的に判断し、

12月9日 (水)

以降は、

感染警戒期

入院患者数が30人に到達⇒即応病床計画数の引き上げ (90床→128床) を医療機関に要請

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日
令和2年8月21日改正
令和2年12月8日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
移行基準	①直近1週間の累積新規感染者数 (直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数)	—	5人程度以上 (0.5人以上)	24人程度以上 (2.5人以上)	48人程度以上 (5人以上)	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	④病床のひっ迫具合(病床全体)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	④病床のひっ迫具合(うち重症者用病床)	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	⑤療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	—	—	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)
	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	10%以上	10%以上
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断				
<p>○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討</p> <p>○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討</p> <p>○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討</p>							
共通事項(※1)		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ(COCoA)」のインストール・積極的活用					
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1)の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法24⑩による要請】 ・(1)②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討 ・特に、県内のクラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への外出自粛の要請を検討	【法24⑪による要請】 ・(4)の対策に加え、感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への県内での外出自粛の要請を検討 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討	【法24⑫又は法45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法24⑨による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法24⑩による要請】 ・(3)の対策に加え、クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法24⑪による要請】 ・(3)の対策に加え、感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討	【法24⑫又は法45②による要請】 ・(3)の対策に加え、感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き特措法対象施設等への休業等の要請を検討
	イベント等の開催(※3)	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物(イベント等)の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法24⑨による要請】 ・(1)の対策と同様	【法24⑩による要請】 ・(1)の対策と同様	【法24⑪による要請】 ・(1)の対策に加え、全国的大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討	【法24⑫又は法45②による要請】 ・原則中止・延期の要請を検討
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(1)の対策と同様	・(1)の対策と同様	・(1)の対策に加え、多数集客施設、観光客誘客施設等の休館の検討	・全ての施設の休館を検討
<p>○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定</p> <p>※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用</p> <p>※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して判断</p> <p>※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断</p>							

感染警戒期における対策（12月9日以降）について

令和2年12月8日

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

(1) 外出について

○感染拡大地域（新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安）への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力要請。また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあつては、特に慎重に検討するよう協力要請

また、当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請

○外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請

別添1：気をつけていただきたいこと

○発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請

別添2：業種別ガイドライン

○厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請

○施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力要請

別添3：かがわコロナお知らせシステム

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があつた場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請

別添4：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添5：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）

○国の推奨を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを除き、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請

○会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

○感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請

別添6：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2（再掲）：業種別ガイドライン

別添7：今後における適切な感染防止対策

別添8：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3（再掲）：かがわコロナお知らせシステム

別添9：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

新型コロナウイルス うつらない、うつさない

気をつけていただきたいこと

別添 1

飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

マスクの着用を！

大声で会話しない！

接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

手洗い・消毒を こまめに！

マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。

業種別ガイドライン

令和2年11月20日時点*

*各ガイドラインの改訂状況・改訂日等については、個別のガイドラインをご確認下さい。

項目

1.	劇場、観覧場、映画館、演芸場	3
2.	集会場、公会堂	4
3.	展示会・展示場	5
4.	体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場	6
5.	博物館、美術館、図書館	7
6.	遊興施設	10
7.	自動車教習所、学習塾等	12
8.	医療サービス	13
9.	インフラ運営等	14
10.	飲食料品供給	16
11.	食堂、レストラン、喫茶店等	18
12.	生活必需物資供給	19
13.	生活必需サービス	21
14.	ごみ処理	23
15.	冠婚葬祭	24
16.	メディア	25
17.	個人向けサービス	27
18.	金融	28
19.	物流、運送	29
20.	製造業全般	32
21.	オフィス事務全般	33
22.	企業活動、治安維持	34
23.	行政サービス	35

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

1. 劇場、観覧場、映画館、演芸場

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益社団法人 全国公立文化施設協会	劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	クラシック音楽公演運営推進協議会	クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	緊急事態舞台芸術ネットワーク	舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人全日本合唱連盟	合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン
厚生労働省	全国興行生活衛生同業組合連合会(映画館)	映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国興行生活衛生同業組合連合会(演芸場)	演芸場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
経済産業省 文部科学省	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(無観客公演関係) ・音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(有観客公演)

2. 集会場、公会堂

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益社団法人 全国公民館連合会	公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
国土交通省	一般社団法人日本コンベンション協会(MICE)	新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本青年会議所	カンファレンス開催ガイドライン

3. 展示会・展示場

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本展示会協会	展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構	ファッションショーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
	公益財団法人 日本スポーツ協会	スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
	公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	
	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
	一般社団法人 日本女子サッカーリーグ	日本女子サッカーリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
文部科学省	公益財団法人 日本ゴルフ協会	日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	公益社団法人 日本プロゴルフ協会	
	一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会	
	一般社団法人 日本ゴルフツアー機構	
	一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	
	公益社団法人 日本プロボウリング協会	プロボウリングトーナメント(JPBA競技会)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	一般社団法人 日本野球機構	NPB新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(無観客開催)
	一般社団法人 日本野球機構	NPB新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(有観客開催)
	一般財団法人 日本ボクシングコミッション	ボクシング興行再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	日本プロボクシング協会	
	公益財団法人 日本相撲協会	新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
	公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ	B.LEAGUE 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	日本社会人アメリカンフットボールXリーグ	NFA新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(第5版)
農林水産省	農のふれあい交流経営者協会	観光農園(収穫体験)における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	
	公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	公益社団法人 日本テニス事業協会	新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン
	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	ゲームセンターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

4. 体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場③

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本ボウリング場協会	新型コロナウイルス感染症対策（公社）日本ボウリング場協会ガイドライン
	一般社団法人 日本レジャーダイビング協会	新型コロナウイルス感染症対策 ダイビング事業者向けガイドライン
	スクーバダイビング事業協同組合	
	東日本遊園地協会	遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	西日本遊園地協会 等	
	一般社団法人 日本スイミングクラブ協会	スイミングクラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン
一般社団法人 日本フィットネス産業協会	FIAフィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン	
警察庁	一般社団法人 全日本指定射撃場協会	射撃場における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
	全国麻雀業組合総連合会	マーじゃん店営業等における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン
	パチンコ・パチスロ産業21世紀会	パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン
国土交通省	アクティビティツアー連絡会	アクティビティツアー向け新型コロナウイルス対策ガイドライン
	体験教室連絡会	体験教室向け新型コロナウイルス対策ガイドライン

5. 博物館、美術館、図書館

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益財団法人 日本博物館協会	博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 日本図書館協会	図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 全国学校図書館協議会	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン
	公益社団法人 日本動物園水族館協会	動物園・水族館における新型コロナウイルス感染対策ガイドライン

6. 遊興施設①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 全国競輪施行者協議会	競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	全国小型自動車競走施行者協議会	
	公益財団法人 JKA	
	一般財団法人 東日本小型自動車競走会	
	一般財団法人 西日本小型自動車競走会	
	一般社団法人 日本競輪選手会	
	一般社団法人 全日本オートレース選手会	
	一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会	
警察庁	一般社団法人 ナイトクラブエンターテイメント協会	特定遊興飲食店(ナイトクラブ)における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	西日本クラブ協会	
	ミュージックバー協会	

6. 遊興施設②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
農林水産省	地方競馬全国協会	競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
国土交通省	ボートレースコロナ対策決定本部	モーターボート競走における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
経済産業省 文部科学省	一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会	カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 カラオケ使用者連盟	
	一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	
厚生労働省	一般社団法人 ライブハウスコミッション	ライブハウスにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	NPO法人 日本ライブハウス協会	
	日本音楽会場協会	
	日本ライブレストラン協会	ライブレストランにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

7. 自動車教習所、学習塾等

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 全国学習塾協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全国外国語教育振興協会	民間外国語教育事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	ピアノ教室向け感染症対策ガイドライン
警察庁	全日本指定自動車教習所協会連合会	指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン
	全国届出自動車教習所協会	[全自教]感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)
文部科学省	特定非営利活動法人 全国検定振興機構	民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
出入国管理庁 文化庁	(一財)日本語教育振興協会	日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン
	(一社)全国日本語学校連合会	
	(一社)日本語学校ネットワーク	
	全国専門学校日本語教育協会	
	(一社)全国各種学校日本語教育協会	
	(一社)全日本学校法人日本語教育協議会	
環境省	公益社団法人 日本アロマ環境協会	新型コロナウイルス感染防止ガイドライン ＜スクール編＞

8. 医療サービス

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン	
厚生労働省	一般社団法人 日本総合健診医学会	健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について	
	公益社団法人 日本人間ドック学会		
	公益財団法人 結核予防会		
	公益社団法人 全国労働衛生団体連合会		
	公益財団法人 日本対がん協会		
	公益社団法人 全日本病院協会		
	一般社団法人 日本病院会		
	公益財団法人 予防医学事業中央会		
	公益社団法人 日本医師会		新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン
	公益社団法人 日本歯科医師会		新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン

9. インフラ運営等①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 建設電気技術協会	建設電気技術関係の建設現場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	下水道管路管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	下水道施設運転管理業務における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	東日本高速道路株式会社	新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	中日本高速道路株式会社	中日本高速道路(株)における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	西日本高速道路株式会社	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	首都高速道路株式会社	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	阪神高速道路株式会社	阪神高速道路(株) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	本州四国連絡高速道路株式会社	新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 全国建設業協会	地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践
	一般社団法人 日本建設業連合会	建設業における新型コロナウイルス感染症に係る事業者・技能労働者支援制度の手引き
	一般社団法人 マンション計画修繕施工協会	マンション計画修繕工事における新型コロナウイルス対策ガイドライン
	一般社団法人 住宅生産団体連合会	住宅業界における感染予防ガイドライン

9. インフラ運営等②

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本埋立浚渫協会	港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本海上起重技術協会	
	一般社団法人 日本潜水協会	
	日本港湾空港建設協会連合会	
	全国浚渫業協会	
	公益社団法人 日本港湾協会	クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 全国L Pガス協会	L Pガス販売事業者等における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて
	全国石油商業組合連合会	ガソリンスタンドにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
総務省	一般社団法人 電気通信事業者協会	電気通信事業分野における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
厚生労働省	一般社団法人日本水道運営管理協会	水道運営管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

10. 飲食料品供給①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
農林水産省	全国中央卸売市場協会	卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	全国公設地方卸売市場協議会	
	全国第3セクター市場連絡協議会	
	一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会	
	一般社団法人 全国青果卸売市場協会	
	全国青果卸売協同組合連合会	
	公益社団法人 日本食肉市場卸売協会	
	東京食肉市場卸商協同組合	
	一般社団法人 日本花き卸売市場協会	
	一般社団法人 全国花卸協会	
	一般社団法人 全国水産卸協会	
	全国魚卸売市場連合会	
	全国水産物卸組合連合会	

10. 飲食料品供給②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
農林水産省	一般財団法人 食品産業センター	食品製造業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 中央畜産会	畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン
	公益社団法人 大日本農会	農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン
	一般社団法人 日本林業協会	新型コロナウイルス感染症拡大防止等も向けた基本的ガイドラインについて
	全国漁業協同組合連合会	漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン
	一般社団法人 大日本水産会	
	一般社団法人 日本外食品流通協会	食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	全国給食事業協同組合連合会	
一般社団法人 日本給食品連合会		
一般社団法人 日本加工食品卸協会	食品卸売業の物流センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン	

11. 食堂、レストラン、喫茶店等

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
厚生労働省	一般財団法人 カクテル文化振興会	オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本バーテンダー協会	
	一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会	
国土交通省	一般社団法人日本旅客船協会	屋形船における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	屋形船東京都協同組合	
	東京湾屋形船組合	
	江戸屋形船組合	
農林水産省 厚生労働省	一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン
一般社団法人 日本フードサービス協会		
厚生労働省	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	食鳥肉販売業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
	全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	氷雪販売業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
	全国食肉生活衛生同業組合連合会	食肉販売業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
財務省	酒類業中央団体連絡協議会	酒類業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

12. 生活必需物資供給①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省 農林水産省	オール日本スーパーマーケット協会	小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会	
	日本小売業協会	
	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	
	一般社団法人 日本スーパーマーケット協会	
	一般社団法人 日本専門店協会	
	日本チェーンストア協会	
	日本チェーンドラッグストア協会	
	一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会	
	一般社団法人 日本百貨店協会	
	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
	一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会	

12. 生活必需物資供給②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	大手家電流通協会	家電量販店における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	日本書店商業組合連合会	書店における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	レンタル業界における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	全国商店街振興組合連合会	商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針
厚生労働省	一般社団法人 日本補聴器販売店協会	補聴器販売店における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン
経済産業省 農林水産省	オール日本スーパーマーケット協会	小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
	一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会	
環境省	公益社団法人 日本アロマ環境協会	新型コロナウイルス感染防止ガイドライン<ショップ編>

13. 生活必需サービス①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本エステティック振興協議会	エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン
	特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	
	NPO法人日本ネイリスト協会	ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	リラクゼーションスペース(店舗)における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応ガイドライン 2.0
厚生労働省	全国理容生活衛生同業組合連合会	理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	浴場業(公衆浴場)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本ダストコントロール協会	ダストコントロール業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン
農林水産省	一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構	ふるさとホームステイ受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組
	一般社団法人 日本ファームステイ協会	農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本ホテル協会	ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
環境省	公益社団法人 日本アロマ環境協会	新型コロナウイルス感染防止ガイドライン<サロン編>
厚生労働省 国土交通省	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
	一般社団法人 日本旅館協会	
	一般社団法人 全日本シティホテル連盟	

13. 生活必需サービス②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本ホテル協会	ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
環境省	公益社団法人 日本アロマ環境協会	新型コロナウイルス感染防防止ガイドライン<サロン編>
厚生労働省 国土交通省	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

14. ごみ処理

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
環境省	一般財団法人 日本環境衛生センター	廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン
	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	
	公益社団法人 全国産業資源循環連合会	産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

15. 冠婚葬祭

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」
	日本バンケット事業協同組合	バンケットレセプタント請負業における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン
	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた結婚相手紹介サービス 業界ガイドライン
	全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」

16. メディア

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
総務省	一般社団法人 日本民間放送連盟	番組制作における新型コロナウイルス感染予防対策の留意事項
	日本放送協会	日本放送協会 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン
	一般社団法人 衛星放送協会	(衛星放送協会)新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	ケーブルテレビ業界向け新型コロナウイルス対策ガイドライン策定
	一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	新しい生活様式におけるコミュニティ放送事業者のガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本映画製作者連盟	映画撮影における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本音声製作者連盟	音声制作における新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン
文部科学省 経済産業省	特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション	ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

17. 個人向けサービス①

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人日本自動車販売協会連合会	自動車販売(小売、卸売)業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会	
	一般社団法人全国軽自動車協会連合会	
	日本自動車輸入組合	
	一般財団法人日本自動車査定協会	
	一般社団法人日本自動車購入協会	
	一般社団法人日本オートオークション協議会	
	全国オートバイ協同組合連合会	
	一般社団法人中古二輪自動車流通協会	
	一般社団法人日本二輪車オークション協会	
一般社団法人日本RV協会		

17. 個人向けサービス②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	協同組合日本写真館協会	写真館の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人日本コールセンター協会	コールセンターにおける新型コロナウイルス感染症対策に関する指針
	公益社団法人 日本訪問販売協会	ダイレクトセリングにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
環境省	一般社団法人 全国ペット協会	ペットショップ等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

18. 金融

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
金融庁	一般社団法人 全国銀行協会	全国銀行協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	日本証券業協会	証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 全国信用金庫協会	信用金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全国信用組合中央協会	全国信用組合中央協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全国労働金庫協会	労働金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 生命保険協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 損害保険協会	新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針
	日本貸金業協会	日本貸金業協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本クレジット協会	クレジット事業者における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 リース事業協会	リース事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

19. 物流、運送①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	定期航空協会 <hr/> 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	航空分野における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	公益社団法人 全国通運連盟 <hr/> 一般社団法人 航空貨物運送協会 <hr/> 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 <hr/> 日本内航運送取扱業海運組合	貨物利用運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本旅行業協会 <hr/> 一般社団法人 全国旅行業協会	旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
	貸切バス旅行連絡会 <hr/> (公益財団法人 日本バス協会 、 <hr/> 一般社団法人 日本旅行業協会 <hr/> 一般社団法人 全国旅行業協会)	貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン

19. 物流、運送②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	鉄道連絡会(一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等)	鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(鉄道連絡会)
	公益社団法人 日本バス協会	バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 全国個人タクシー協会	個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	公益社団法人 全日本トラック協会	トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本自動車リース協会連合会	自動車リース事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	日本内航海運組合総連合会	内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本旅客船協会	旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本船主協会	(外航貨物船事業者) 新型コロナウイルス(COVID-19)に関するガイダンス
	一般社団法人 日本外航客船協会	外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本外航客船協会	外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	日本船舶代理店協会	(海運代理店業) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
外航船舶代理店業協会	(海運代理店業) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	

19. 物流、運送③

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本倉庫協会	倉庫業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	冷蔵倉庫業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	全国トラックターミナル協会	トラックターミナル事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本港運協会	港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン
	(一社)全国レンタカー協会	レンタカー事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
総務省	日本郵便株式会社	郵便・物流事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

20. 製造業全般

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本造船工業会	造船業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本中小型造船工業会	造船所およびオフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本経済団体連合会	製造事業所における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 情報サービス産業協会	情報サービス業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

21. オフィス事務全般

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本経済団体連合会	オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	ビル事業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

22. 企業活動、治安維持

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
警察庁	一般社団法人 全国警備業協会	警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
厚生労働省	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

23. 行政サービス

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
法務省	日本公証人連合会	(公証人及び書記等公証役場勤務職員) 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

その他所管省庁で策定されているガイドライン・手引き等 (2020.10.27時点)

担当省庁名	ガイドライン・手引き等の名称
文部科学省	高卒認定試験実施のガイドライン
	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン
	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
	感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン（改訂）
	大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン
スポーツ庁	社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
厚生労働省	妊産婦・乳幼児関係
	放課後児童クラブ関係
	保育所関係
	児童養護施設関係
	ひとり親関係
	介護現場における感染対策の手引き
国土交通省	建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（業界団体向け）

『かがわコロナお知らせシステム』

かがわコロナお知らせシステムとは？

LINEアプリを活用し、利用者に訪問する店舗やイベント等でQRコードを読み込んでもらうことで、その人の訪問履歴を蓄積します。新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該感染者が訪問した店舗・イベント等に同日訪問した人に対して、感染者との接触の可能性をお知らせします。



まずは、香川県新型コロナ対策パーソナルサポートへの友だち登録をお願いします！登録はこちらから



システム概要

詳しくは香川県HPをご確認ください。

かがわコロナお知らせシステム

検索

<事業者のシステム導入>

店舗等事業者



①香川県LINE公式アカウントからQRコードの発行を申請

※感染防止対策を講じ、利用規約に同意したうえで申請



②QRコード・掲示物を発行

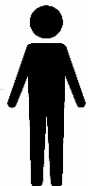
③QRコード掲示物を印刷・掲示



QRコード掲示物

④QRコード読み取り
※店舗、イベント訪問毎に読み取りが必要

⑤チェックイン完了



利用者

<利用者のQRコード読み取り>

<接触が疑われる方への通知・情報提供>

香川県



保健所



⑦必要に応じて情報登録

⑥疫学調査

⑧お知らせ
QRコードを読み取った方に発生状況をお知らせ

感染者発生



利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができ、感染拡大の防止につながることが期待されます。

利用方法

①事業者のみなさまへ（店舗やイベント等での利用方法）



①香川県LINE公式アカウントに友だち登録



②トーク画面下部の『事業者の方のコロナお知らせシステムのQRコード申請はこちらから』をタップ。



③店舗名称等の質問に回答していくとQRコードを掲載した様式が発行されます。

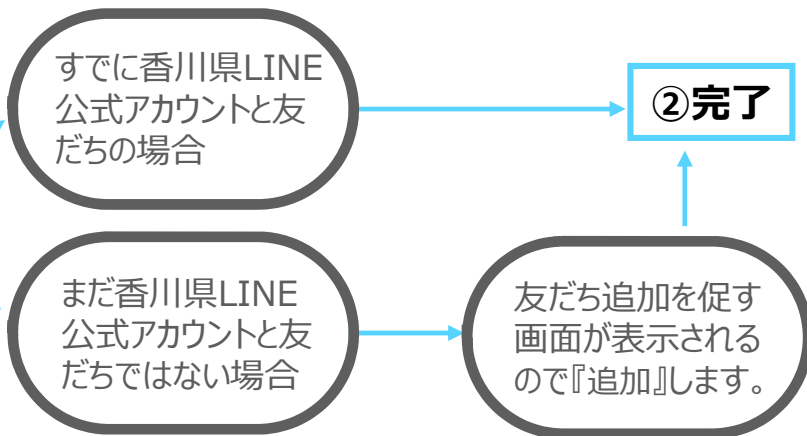


④印刷して店舗等に掲示してください。

②利用者のみなさまへ（サービス利用方法）



①スマホのカメラ、またはLINEで店舗等にあるQRコードを読み取り



Q&A（抜粋）

（※詳細は香川県のHPでご確認ください）

（事業者向け）

問：すべての事業所が必ずやらなければならないのですか。

答：必ずやらなければならないことではありませんが、本システムを用いることで、事業所は感染症対策を行っていることをお示しすることができ、多くの方が安心して事業所等を利用いただけるようになりますので、ぜひ、ご活用ください。

問：感染者が施設等を利用していた場合、利用者に施設名や利用日などの情報が伝わるのですか。

答：新型コロナウイルス感染症の感染状況等を総合的に勘案した上で、県が感染拡大防止のために必要であると判断した場合に、施設名、利用日、当該利用者が接触した可能性が高い旨と相談窓口をご案内します。

問：お客さんの個人情報が漏えいすることはないか。どのように情報管理するのか。

答：登録情報は、県から委託を受けた本システムのサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が管理するサーバーに保管されており、県とサービス提供事業者以外が情報を利用することはありません。県は、香川県個人情報保護条例等に基づき情報を適正に取り扱います。

（利用者向け）

問：QRコードを読み込むと、自分の個人情報が県に伝わるのですか。

答：このシステムで県が記録する情報は、LINEユーザーを特定するための識別子、利用者がQRコードを読み取った施設やイベントの名称、読み取り日時であり、利用者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を記録することはありません。LINEメッセージを受け取った利用者からの相談においては、感染拡大防止の観点からお名前や連絡先などお聞きし、状況を確認します。

問：どのようなメッセージが届くのですか。

答：新型コロナウイルスの感染が判明した方が、あなたが登録した施設やイベントを利用していたことのお知らせと、相談窓口のご案内を記載したメッセージをお送りします。施設名やイベント名等が記載されていますが、施設等への風評被害を防ぐため、SNSなどに投稿することは絶対に行わないでください。（民事や刑事上の責任等を問われる可能性もあります。）

人との接触を8割減らす、10のポイント

別添 4

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □ 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □ 身体的距離の確保
- **「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

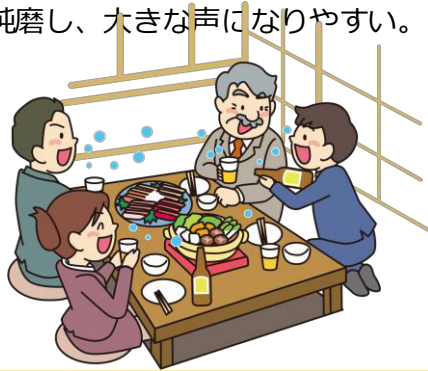
- テレワークやローテーション勤務 □ 時差通勤でゆったりと □ オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □ 対面での打合せは換気とマスク

感染リスクが高まる「5つの場面」

別添6

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※¹はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※²。）
 - ※¹ フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
 - ※² 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

今後における適切な感染防止対策

別添7

目 的	具 体 的 な 取 組 例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止

新型コロナウイルス うつらない、うつさない

飲食事業者の皆様へ

別添 8

店舗等での感染防止策の確実な実践

◎ 業種別ガイドライン等の徹底を！

- ・ 対人距離の確保（斜め向かいに座るなど）
- ・ パーティションの活用
- ・ 会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用
- ・ 適切な換気
- ・ 「かがわコロナお知らせシステム」の積極的導入

ご協力をお願いします。

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

令和2年9月15日
令和2年11月17日改正

催物開催の目安 下記の①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。（当面来年2月末まで）

① 人数上限の目安

適切な感染防止対策に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件（「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」[別添 11](#)）が担保されている場合

5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

（つまり収容定員が1万人以下の会場は5,000人、1万人超の会場は収容定員の50%が上限となる）

開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は、中止も含めて慎重に検討すること

② 収容率の目安

		参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物（※1）	参加者が大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱すること等が想定されるもの催物
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保（※2）ができる催物		収容定員までの参加人数	原則として収容定員の50%までの参加人数 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない （参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。
参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物	収容定員が設定されている場合	収容定員までの参加人数	収容定員の50%までの参加人数
	収容定員が設定されていない場合	密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること	十分な人と人との間隔（1m）を空けること

※1）これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。

※2）マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（[別添 11](#)）の徹底が行われること。また、演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

催物の類型ごとの整理

イベントの性質	いずれも適切な感染防止対策を講じ、入退場や区域内の適切な行動確保ができるもの				全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
座席等	参加者の位置が固定されているもの		参加者が自由に移動できるもの		
参加者の大声での歓声・声援の想定	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	
イベントの例 (詳細は次頁を参考にしたい)	・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典等 ・飲食を伴うが、発声がないもの(※1)	・ロック・ポップコンサート等 ・スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等	展示会等	地域の祭り・行事等	花火大会、野外フェスティバル等
収容定員1万人以下	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内(※2)	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内	引き続き、中止を含めて慎重に検討すること (開催する場合には、入退場や区域内において、十分な人と人との間隔(1m)を設けるなど適切な行動を確保することとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に検討すること) (※3)
収容定員1万人超	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	
収容定員が設定されていない場合	—	—	密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けること	十分な人と人との間隔(1m)を空けること	
その他 (誘客施設等への適用)	映画館等	遊園地(絶叫系アトラクション)等	美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等	—	

※1) 飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

※2) 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。

※3) 「十分な人と人との間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

(参考) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、バスケットボール 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用	

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

- ・食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、**別添10**の※1)が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

令和2年 7月10日
令和2年 8月21日改正
令和2年 9月15日改正
令和2年11月17日改正

香川県新型コロナウイルス対策本部

催物（イベント等）の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のほか、開催の検討にあたって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願いします。

記

- ・ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。あわせて、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促すこと。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。
- ・ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控えること。

- ・イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること。
- ・イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じること。
- ・その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保すること。
- ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるような大規模イベントの開催を予定する場合には、県（問い合わせ先は下表のとおり）に事前相談をすること。

イベント等種別	問い合わせ先	電話番号
コンサート等	香川県 文化芸術局 文化振興課	087-832-3784
展示会等	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3339
プロスポーツ等	香川県 交流推進部 交流推進課	087-832-3055
その他	香川県 政策部 政策課	087-832-3126

事前相談シート

相談日 令和 年 月 日 ()

イベント主催者 団体名
 代表者名
 住所
 連絡先
 担当者名

1 イベント内容

イベント名	
イベント概要	参加者の歓声・声援等の想定 (どちらかに○) 有 ・ 無
イベント実施施設 (どちらかに○) 屋内・屋外	施設名 収容定員 名
	座席等 (どちらかに○) 参加者の位置が固定されている・参加者が自由に移動できる
	所在地
	連絡先
イベント実施日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 ~ 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
参加人数見込	人程度
参加地域見込	(全国、関東圏、関西圏、中四国、四国、県内のみ等)

2 イベント開催にあたっての対応

留意事項	実施するものに○
○ 「催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」で示されている人数上限・収容人数の範囲である。	
○ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにする。	
○ 上記の際の払い戻し措置等を規定している。	
○ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ(COCoA)をインストールすることを促す。	
○ イベント参加者の連絡先等の把握を行う。	
○ LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促す。	
○ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。	
○ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。	
○ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密(密集、密接、密閉)の環境を作らないよう徹底する。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施する。	
○ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控える。	
○ イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進する。	
○ イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じる。	
○ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保する。	
○ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表する。	
○ その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	

※ 開催チラシ等、参考になるものがあれば、あわせてお示してください。

(映画館等で、飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策)

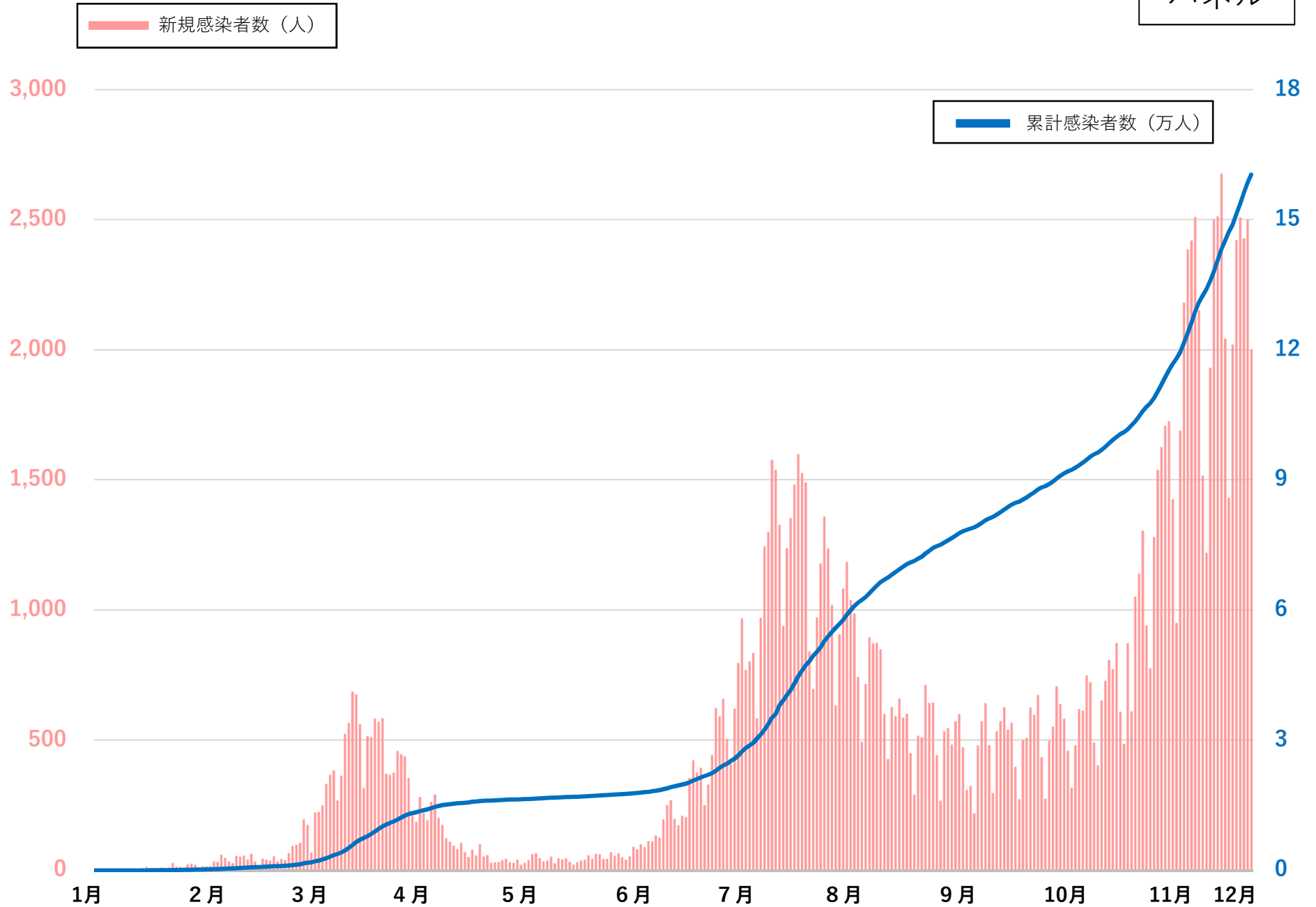
留意事項		実施するものに○
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る 	
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底 	
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない） 	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等 	
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること 	

(花火大会・野外フェスティバル等で、「十分な人と人との間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策)

留意事項		実施するものに○
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保 	
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場 	
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 	
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの 	
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進 	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等 	

1 全国の感染状況（1月16日～12月6日）

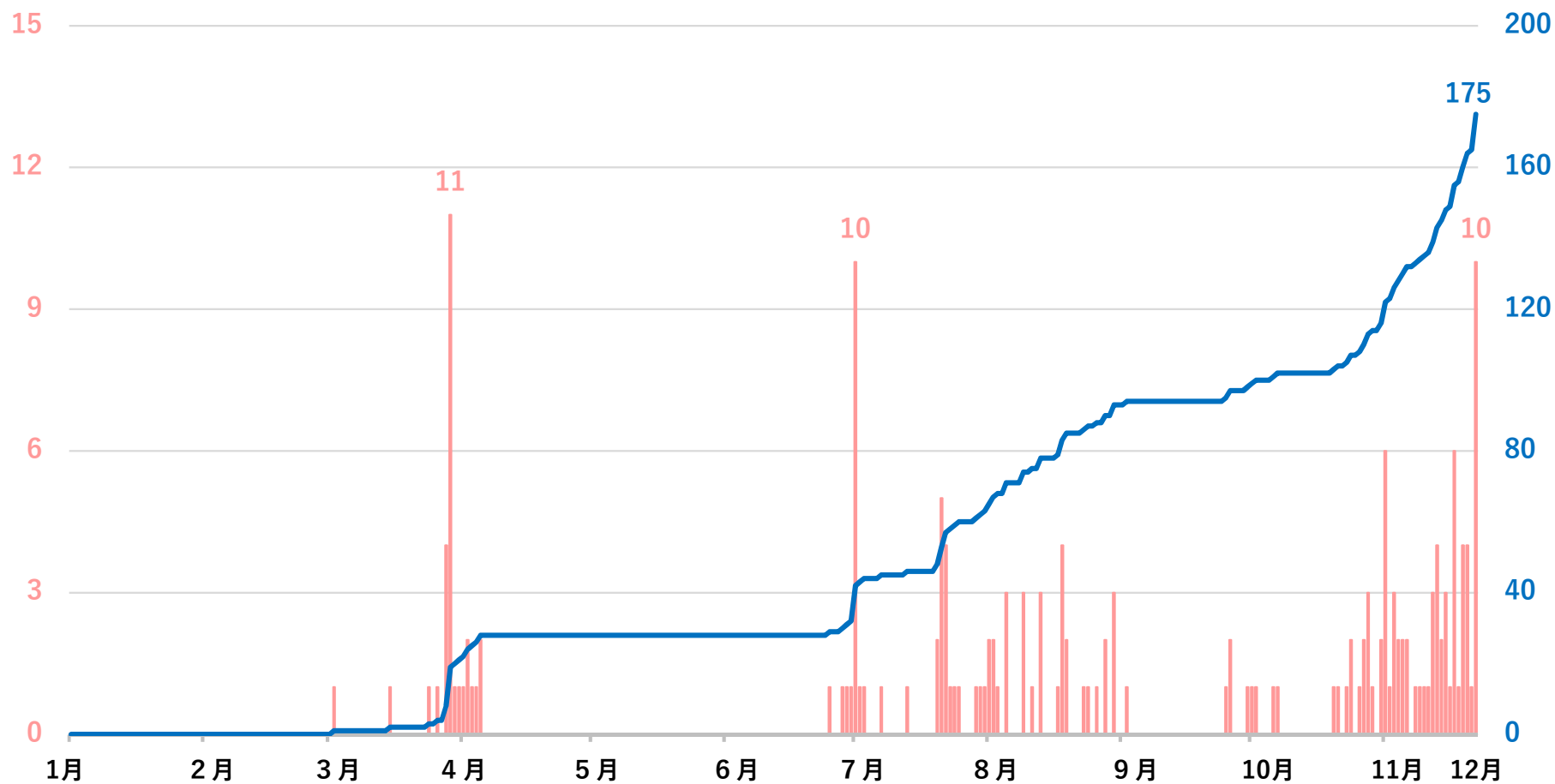
パネル



2 県内の感染状況（1月16日～12月7日）

新規感染者数（人）

累計感染者数（人）



本県の現状

香川県対処方針における指標について

指標	12月7日現在	(参考) 国分科会提言 (R2.8.7) における指標及び目安	
		ステージIII	ステージIV
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	27人 (2.82人)	1週間10万人あたり (15人以上)	1週間10万人あたり (25人以上)
②感染経路不明者数の割合	29.6%	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	1.8 < 先週1週間 (11.24~11.30) 15人 >	1を超える	
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	14.6% < 入院患者29人/病床199床 >	20%以上	50%以上
〃 (うち重症者用病床)	0.0% < 重症患者0人/病床26床 >	20%以上	50%以上
⑤療養者数 (対人口10万人)	3.3人 < 32人 [入院29、宿泊療養3] >	10万人あたり 15人以上	10万人あたり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	2.3% < 陽性27/検査数1152 >	10%以上	

※対策期の判断に当たっては、上記指標のほか、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断

病床確保計画に基づくフェーズ移行について

フェーズ	※即応病床 (計画) 数		移行のタイミング	フェーズ移行時の入院患者数	
	即応病床計画数①	うち重症患者用		入院患者数②	うち重症者数
フェーズ1	90	15	入院患者数がフェーズ1の 即応病床の1/3を超える →フェーズ2へ	30	4
フェーズ2	128	20		入院患者数がフェーズ2の 即応病床の1/2を超える →フェーズ3へ	64
フェーズ3	199	26			

本県の現状等を

総合的に判断し、

12月9日 (水)

以降は、

感染警戒期

入院患者数が30人に到達⇒即応病床計画数の引き上げ（90床→128床）を医療機関に要請

新型コロナウイルス感染症

感染警戒期における対策

12/9（水）以降

県民の皆様へのお願い

外出について

- ・直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が5人以上の感染拡大地域への不要不急の移動は慎重に
- ・また、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が15人以上の地域にあつては、特に慎重に
- ・当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を

新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていただきたいこと

飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

マスクの着用を！ 大声で会話しない！

接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

手洗い・消毒を こまめに！

マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。

新型コロナウイルス うつらない、うつさない

飲食事業者の皆様へ

店舗等での感染防止策の確実な実践

◎ 業種別ガイドライン等の徹底を！

- ・ 対人距離の確保（斜め向かいに座るなど）
- ・ パーティションの活用
- ・ 会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用
- ・ 適切な換気
- ・ 「かがわコロナお知らせシステム」の積極的導入

ご協力をお願いします。

感染警戒期

十分な警戒のもと行動を